

令和4年7月13日

〔資料提供先〕

合同庁舎記者クラブ、広島県政記者クラブ、福山市政記者クラブ、中国地方建設記者クラブ



国・警察・県・市で合同のマナー啓発活動を実施！

～歩行者と自転車の通行形態が変わります～

福山河川国道事務所では、歩行者と自転車が安心・安全に通行できるよう自転車道の整備を進めています。

このたび、福山市役所前の国道2号において、自転車走行空間（将来、自転車道として完成する区間）の整備により、歩道の通行形態が変わります。

これにともない啓発活動を実施しますのでお知らせします。

○対象区間：一般国道2号（^{ふくやま}福山郵便局前交差点～^{もみじ ちよう}紅葉町交差点間）
下り線（広島市方面）延長0.2km

○日時：【通行形態の変更】

令和4年7月19日（火） 7：00頃

【啓発活動】

令和4年7月19日（火） 7：40～8：20



○実施場所：①国道2号^{ふくやま}福山郵便局前交差点（中国銀行福山支店前）
②国道2号^{もみじ ちよう}紅葉町交差点（日本生命福山ビル前）

○実施内容：通勤・通学されるかたへ正しい通行を促す呼びかけを行います。

○参加者：福山河川国道事務所、福山東警察署、広島県東部建設事務所、福山市、福山東交通安全協会

※雨天等により啓発活動を中止する場合があります。小雨の場合は決行します。

〈問い合わせ先〉

国土交通省 中国地方整備局 福山河川国道事務所

副 所 長 岡本 慎二（おかもと しんじ）

建設 監督 官 長尾 智之（ながお ともゆき）

TEL：（084）923-2553（ダイヤルイン）

○福山河川国道事務所ホームページ <http://www.cgr.mlit.go.jp/fukuyama/>

国道2号明神町から西桜町一丁目まで自転車走行空間を整備!!



自転車は環境にやさしく、健康に良く、子どもからお年寄りまで幅広い方々に利用されています。

一方で、車道の右側を通行したり、歩道をスピードを緩めず通行する自転車が散見されるなど、無秩序な自転車通行が全国的にも問題となっています。また、自転車が加害者となる事故が発生するなど、自転車利用者のルールやマナーに対する向上が求められています。

国土交通省では警察庁と一緒に、歩行者と自転車利用者が安心して通行できる、安全な道づくりを進めています。

国道2号の自転車走行空間の整備に伴う通行形態の変化

整備前



- 歩道上で歩行者と自転車が混在！
- 接触事故の危険性を解消したい！



整備後



- 歩道内を緑石ブロックで分離し、自転車走行空間を整備しました。
- カラー舗装・路面標示で、歩行者と自転車の通行区分を分かりやすくしました。

通行されるみなさまが安心できる安全な道にするため、ご理解とご協力をお願いします。

歩行者・自転車のルールを守って安全に!!

自転車もクルマの仲間で、通行のルールがあるのをご存じですか？

ルールを知って自転車に乗ることは安全につながります。自転車のルールを学び、楽しく、安全に通行しましょう!!

整備の形態により通行ルールが異なることに注意して通行しましょう



自転車道を通行。自転車道内は左側通行。



車道混在

車道の左側を通行。
自動車と同様に一方通行。



自転車歩行者道

自転車は車道側を通行。

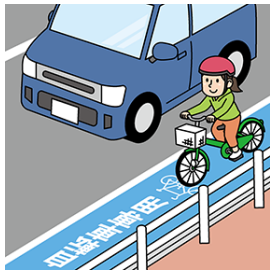
自転車走行のルールいろいろ

1 自転車は車道通行が原則

原則自転車は、歩道を走ってはいけません。

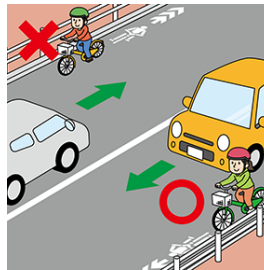
※歩道を通行できる例外

- ・自転車の歩道通行可の標識がある場合
- ・自転車の運転者が、13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な方の場合
- ・車道を安全に走行できないやむを得ない場合



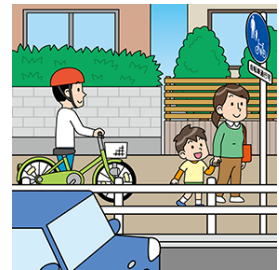
2 車道は左側を通行、右側通行は禁止

車道の左側をクルマから見えるように走りましょう。危険な右側通行(逆走)は絶対にやめましょう。



3 歩道は歩行者優先、車道寄りを徐行

歩道は歩行者のための道。歩道を通行するときは車道寄りを徐行しましょう。人が多いところでは“押し歩き”を。



4 安全ルールを守る

自転車には様々なルールやマナーがあります。ルールを守り、自分の身は自分で守りましょう。

飲酒運転



飲んだら乗るな！もクルマと同じ。

二人乗り



バランスを崩し、同乗者や他人を事故に巻き込み可能性も！

並走



一列になって、前を向いて走りましょう。

イヤホン使用



音楽を聴きながらの運転は、周囲の様子が分かりません。

スマートフォン、携帯電話使用



よそ見運転は、自分も周りも危険！

傘さし運転



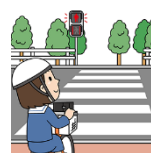
バランスを崩して転倒事故に、雨の日はカッパを着用しましょう。

夜間はライトを点灯



夜は、ライトや反射材で自分の存在を周りに知らせましょう。

信号・一時停止



信号を守り、止まって左右を確認しましょう。

5 子どもはヘルメットを着用

13歳未満の子どもや同乗する小学校就学前の子どもへのヘルメット着用は保護者の義務です。また、大人もヘルメットを着用するようにしましょう。



※イラストは内閣府HPより引用